

千葉市高齢者見守り・安否確認機器補助事業事業者登録要領

(目的)

第1条 この要領は、千葉市高齢者見守り・安否確認機器補助金交付要綱（以下「交付要綱」という。）第8条に基づき、補助金の交付対象となる事業者の登録に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要領における用語の意義は、千葉市補助金等交付規則（昭和60年3月22日千葉市規則第8号。以下「補助金規則」という。）及び交付要綱の例による。

(補助対象となる見守り機器等)

第3条 補助対象となる見守り機器等は、機器のボタンを押すことで関係者へ連絡される緊急通報タイプ、人の熱に反応するセンサータイプ、ドアの開閉や電球の異常使用で反応する生活リズムタイプ等とする。ただし、次の各号に掲げる見守り機器等については対象外とする。

- (1) 機器本体がなく、アプリケーションのみの機能を有するもの
- (2) 見守る人への通知機能を有していないもの
- (3) 在宅用に供するものでなく、主に屋外用の見守り機能を有するもの

(事業者の登録要件)

第4条 登録事業者は、次の各号に掲げる全ての要件を満たすものでなければならない

- (1) ICT 機器を用いた見守りを実施していること。
- (2) 申請時において本市あるいは他自治体の事業において高齢者の見守り機器等を提供した実績があること。
- (3) 見守り機器等の費用が、初期費用30,000円（税抜き）以下、かつ月額費用3,000円（税抜き）以下であること。なお、正当な理由なく、市場価格と比較して高額でないこと。また、駆付けサービスその他の初期費用及び月額費用以外のオプションサービスに係る費用（以下「オプション費用」という。）については、登録の申請時に提出された内容を市が審査し、市場価格と比較して著しく高額でないと認めた場合に限り、補助対象となるサービスの提供に付随するものとして取り扱う。
- (4) 登録開始年度の4月1日から見守り機器等が提供できること。
- (5) 千葉市全域で見守り機器等の提供が可能であること。
- (6) 第5条に定める登録事業者の役割をすべて満たすこと。
- (7) 第10条第1項の規定により登録を取り消され、その取消しの日から起算して5年を経過しない者でないこと。

(8) 法人の代表者又は役員の中に、第10条第1項の規定により登録を取り消された事業者において当該取消しの日に代表者又は役員であった者（当該取消しの日から起算して5年を経過しない者に限る。）が含まれていないこと。

2 前項第7号及び第8号の規定は、登録の取消しに係る事由の内容その他の事情を考慮して市長が適当と認める場合には、適用しない。ただし、第10条第1項第1号、第2号又は第5号に該当したことにより登録を取り消された場合については、この限りでない。

（登録事業者の役割）

第5条 登録事業者は、次の各号に定める役割を担うこと。

- (1) 利用者及び契約者に対して本事業の目的を説明し、同意を得ること。
- (2) 交付要綱に定める別紙「千葉市高齢者見守り・安否確認機器補助金個人情報取扱特記事項」を遵守すること。
- (3) 登録事業者の提供する見守り機器等により、利用者に損害が生じた場合は、登録事業者の故意又は過失がある場合に限り、その責を負うこと。なお、通信障害、停電、利用者又は第三者の誤操作その他登録事業者の責によらない事由については、この限りでない。
- (4) 補助対象となる利用者に係る月額費用の請求に当たっては、補助金の額に相当する額を減額して請求し、補助金の交付を受けたときは、これを当該減額に充てること。
- (5) 登録事業者は、市の求めに応じ、毎年度1回、利用者について継続して利用料の支払が行われているかどうかを市に報告すること。この報告は、登録事業者が通常の業務において把握する入金等の記録に基づくものとし、この確認のために利用者に対して新たな照会を行うことを要しない。
- (6) 市が補助金の執行等に関し、必要な調査を行おうとするときは、これに協力しなければならない。
- (7) 利用者との契約に当たっては、月額利用料のほか、初期費用、更新費用、撤去費用及び解約に伴う費用（違約金を含む。）その他利用者が負担することとなる費用の内容及び金額について、利用者に対し書面により十分に説明すること。

（募集）

第6条 登録事業者の募集は、年に1度10月から11月頃までに本市ウェブサイト上で公開する募集期間内に行うものとする。

（申請）

第7条 登録を希望する事業者は、千葉市高齢者見守り・安否確認機器補助事業登録事業者申請書（様式第1号）に、次の各号に掲げる書類を添えて、市長に申請するものとする。

- (1) 誓約書兼同意書（様式第2号）
- (2) 見守り機器等概要書（様式第3号）
- (3) 見守り機器等の概要が分かるパンフレット等
- (4) 本市または他自治体事業での導入実績が分かる書類等

(登録)

第8条 市長は、前条に基づき申請があった場合には、その内容を確認し、第4条の登録要件をすべて満たし、申請内容等に不備がないと認めるときは、千葉市高齢者見守り・安否確認機器補助事業登録事業者（決定）通知書（様式第4号）により、当該事業者に対し通知するものとする。

2 市長は、前項の確認において、登録要件を満たさないと認めるときは、千葉市高齢者見守り・安否確認機器補助事業登録事業者（否決）通知書（様式第5号）により、当該事業者に対し通知するものとする。

(記載事項変更)

第9条 登録事業者は、登録内容に変更（次項に規定する変更を除く。）があった場合には、変更後速やかに千葉市高齢者見守り・安否確認機器補助事業登録事業者記載事項変更届出書（様式第6号）及び必要な添付書類等を市長へ提出するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、料金又はサービス内容を変更しようとする登録事業者は、変更予定日の属する月の4か月前の月の10日までに、前項の変更届出書及び必要な添付書類等を市長へ提出しなければならない。この場合において、変更予定日は月の初日とするものとする。

3 料金又はサービス内容の変更は、登録を受けた日の属する年度においては行うことができないものとし、その翌年度以降においては1年度につき1回を限度とする。ただし、法令の制定又は改廃に伴う変更その他市長がやむを得ないと認める変更及び利用者の負担を軽減する変更については、この限りでない。

4 市長は、第1項又は第2項の規定により届出があった場合には、その内容を確認し、届出内容等に不備がないと認めるときは、千葉市高齢者見守り・安否確認機器補助事業登録事業者記載事項変更通知書（様式第7号）により、登録事業者に対し通知するものとする。

5 市長は、第2項の規定による届出があった場合には、その内容を確認の上、変更予定日の3か月前までに、変更の内容を市ウェブサイトへの掲載等により公表するものとする。

(登録の取消し)

第10条 市長は、登録事業者が次の各号のいずれかに該当した場合には、当該登録事業者の登録を取り消すことができる。

- (1) 第7条の申請に係る書類に虚偽の内容が認められた場合。
- (2) 著しく社会的信用を損なう等、登録事業者としてふさわしくないと認められる場合。
- (3) 第4条の登録要件を満たさなくなった場合。
- (4) 第5条に定める役割を履行しない場合。
- (5) 個人情報の不適切な取扱いがあった場合。
- (6) 第3条に定める見守り機器等の提供を継続できない場合。
- (7) 市からの報告徴収又は資料提出の求めに応じない場合。

- 2 市長は、前項の規定により、登録事業者の登録を取り消した場合は、千葉市高齢者見守り・安否確認機器補助事業登録事業者取消通知書（様式第8号）により、登録事業者に対し通知するものとする。
- 3 市長は、必要に応じて登録事業者に対し、資料提出その他必要な報告を求めることができる。

（登録の解除）

- 第11条 登録の解除を希望する事業者は、千葉市高齢者見守り・安否確認機器補助事業登録事業者解除申請書（様式第9号）を市長に申請するものとする。
- 2 市長は、前項に基づき、申請があった場合は、千葉市高齢者見守り・安否確認機器補助事業登録事業者解除通知書（様式第10号）により、登録事業者に対し通知するものとする。

附 則

（施行期日）

- 1 この要領は、令和8年7月16日から施行する。

（経過措置）

- 2 この要領の施行の日から令和9年3月31日までの間、第4条第1項第4号中「登録開始年度の4月1日」とあるのは「令和9年1月」と、第6条中「10月から11月頃まで」とあるのは「令和8年7月」と読み替えるものとする。